

平成30年第7回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成30年7月10日(火)

午後1時30分開会

801会議室

| 日程 | 議 題 | |
|----|---------|-------------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名委員の指名 |
| 第2 | 代処第15号 | 小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の代理処理について |
| 第3 | 代処第16号 | 小金井市公民館企画実行委員の解嘱に関する代理処理について |
| 第4 | 議案第15号 | 小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて |
| 第5 | 報 告 事 項 | 1 平成30年第2回小金井市議会定例会について |
| | | 2 平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について |
| | | 3 海の移動教室について |
| | | 4 小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会について |
| | | 5 もくせい教室に関する庁内検討委員会について |
| | | 6 その他 |
| | | 7 今後の日程 |
| 第6 | 代処第17号 | 平成30年7月1日付け副校長の任命に係る内申の代理処理について |

代処第15号

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は、規程の一部を改正する必要性が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年7月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士



代 理 処 理 書

小金井市教育委員会公印規程（昭和59年教育委員会規程第3号）の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり代理処理する。

平成30年6月8日

小金井市教育委員会
教育長 大 熊 雅 士

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会公印規程（昭和59年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 削除 | 18 | 削除 | 削除 | 削除 | 削除 |
|----|----|----|----|----|----|

」

を

「

| | | | | | |
|----------------|----|-----|-----|------|---------------------------|
| 小金井市教育委員会担当課長印 | 18 | 古印体 | 方21 | 一般文書 | オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 |
|----------------|----|-----|-----|------|---------------------------|

」

に改める。

別表第2中

「

18
削除

「

18

| | | | |
|---|---|---|---|
| 小 | 金 | 井 | 市 |
| 教 | 育 | 委 | 員 |
| 会 | オ | リ | ン |
| ピ | ッ | ク | ・ |
| パ | ラ | リ | ン |
| ピ | ッ | ク | |
| 兼 | ス | ポ | ー |
| ツ | 振 | 興 | 担 |
| 当 | 課 | 長 | |

を

に改める。

」

」

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程新旧対照表

| 改正規程 | | | | | | 現行規程 | | | | | | 備考 |
|---|----|-----|------------|------|---------------------------|--------------------|----|----|------------|----|-------|---|
| 別表第1 (第1条の2、第2条関係) | | | | | | 別表第1 (第1条の2、第2条関係) | | | | | | オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長印の新調 同上 |
| 名称 | 番号 | 書体 | 寸法(ミリメートル) | 用途 | 管守責任者 | 名称 | 番号 | 書体 | 寸法(ミリメートル) | 用途 | 管守責任者 | |
| 省略 | | | | | | 省略 | | | | | | |
| 小金井市教育委員会担当課長印 | 18 | 古印体 | 方21 | 一般文書 | オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 | 削除 | 18 | 削除 | 削除 | 削除 | 削除 | |
| 省略 | | | | | | 省略 | | | | | | |
| 別表第2 | | | | | | 別表第2 | | | | | | |
| 18 | | | | | | 18 | | | | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 小金井市 教育委員会 オリンピック・ パラリンピック 兼スポーツ 振興担当課長 </div> | | | | | | 削除 | | | | | | |
| 付則 この規程は、公布の日から施行する。 | | | | | | | | | | | | |

代処第16号

小金井市公民館企画実行委員の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市公民館企画実行委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年7月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(写)
代理処理書

小金井市公民館条例(昭和43条例第15号)第21条に規定する公民館企画実行委員の解嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和32年教育委員会規則第6号)第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理する。

平成30年5月31日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

記

- 1 被解嘱者氏名
小野寺 徹
- 2 解嘱日
平成30年6月20日

議案第15号

小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて

小金井市公民館条例第21条に定める小金井市公民館企画実行委員(第25期)を、同条例第22条の規定に基づき別紙のとおり委嘱する。

平成30年7月10日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

第24期小金井市公民館企画実行委員の任期が平成30年7月20日に満了となるため、新たに第25期小金井市公民館企画実行委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものであります。

別紙

第25期小金井市公民館企画実行委員名簿

任期：平成30年7月21日から

平成32年7月20日まで

| 館名 | 氏名 | 立候補・推薦団体等 | 備考 |
|-------|--------|-----------|----|
| 本館 | 岸川 公一 | 立候補 | 2期 |
| | 荻込 美津代 | 立候補 | 3期 |
| | 宗像 高子 | 立候補 | 2期 |
| | 藤原 美知江 | 立候補 | 新任 |
| | 照井 耕之助 | 立候補 | 新任 |
| | 生馬 一枝 | 立候補 | 新任 |
| 貫井南分館 | 金ヶ江 博紀 | 立候補 | 新任 |
| | 高橋 陽子 | 立候補 | 新任 |
| | 阿部 光子 | 立候補 | 新任 |
| | 今村 誠 | 立候補 | 新任 |
| | 川原 美紀 | 立候補 | 2期 |
| | 大野 芳輝 | 立候補 | 新任 |
| 東分館 | 若井 隆司 | 立候補 | 3期 |
| | 熊野 賢三郎 | 立候補 | 2期 |
| | 柏倉 明 | 立候補 | 2期 |
| | 生形 久幸 | 立候補 | 2期 |
| | 橋爪 文彦 | 立候補 | 新任 |
| | 稲垣 芳樹 | 立候補 | 2期 |
| 緑分館 | 東 弥司良 | 立候補 | 新任 |
| | 横須賀 裕 | 立候補 | 2期 |
| | 大島 建雄 | 立候補 | 2期 |
| | 島田 隆 | 立候補 | 2期 |
| | 大野 雅弘 | 立候補 | 3期 |
| | 杉井 亜紀子 | 立候補 | 2期 |
| 貫北分館 | 閑野 寿幸 | 立候補 | 2期 |
| | 原 賢一 | 立候補 | 新任 |
| | 福田 久治 | 立候補 | 2期 |

議案第15号資料1

第25期小金井市公民館企画実行委員概要

- 1 人数 27人
- 2 任期 平成30年7月21日～平成32年7月20日
- 3 男女別数 男性19人(70.4%)、女性8人(29.6%)
- 4 平均年齢等 平均67.5歳(男性69.9歳、女性61.8歳)
最高年齢 84歳
最低年齢 47歳

年代別男女別人数

| | 男性 | 女性 | 合計 |
|------|-----|----|-----|
| 30歳代 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 40歳代 | 0人 | 1人 | 1人 |
| 50歳代 | 0人 | 2人 | 2人 |
| 60歳代 | 12人 | 3人 | 15人 |
| 70歳代 | 5人 | 2人 | 7人 |
| 80歳代 | 2人 | 0人 | 2人 |

- 5 新任・再任別 新任 11人(40.7%) 再任 16人(59.2%)
- 6 選任基準 小金井市公民館企画実行委員選出要綱

議案第15号資料2

小金井市公民館企画実行委員選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）第21条の規定に基づき設置する公民館企画実行委員の候補者（以下「実行委員候補者」という。）の選出について必要な事項を定めることを目的とする。

(実行委員の区分及び委嘱人数)

第2条 委嘱する実行委員の定数は30人以内とし、区分ごとの人数は、次の表に定めるとおりとする。ただし、実行委員が任期途中で退任した場合は、必要に応じて補充できるものとし、その補充する実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

| 区分 | 人数 |
|-------------|------|
| 本館所属実行委員 | 6人以内 |
| 貫井南分館所属実行委員 | 6人以内 |
| 東分館所属実行委員 | 6人以内 |
| 緑分館所属実行委員 | 6人以内 |
| 貫井北分館所属実行委員 | 6人以内 |

(選出の基準)

第3条 実行委員候補者の選出は、次の基準に基づき行うものとし、退任による補充の場合も同様とする。

- (1) 応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学の者
- (2) 公民館事業に理解と熱意を持ち、積極的に活動する意欲のある者

(選出の方法)

第4条 第2条に定める実行委員候補者は、次の方法により選出するものとし、任期途中での退任による補充の場合も、また、同様とする。

- (1) 公民館運営審議会が、現行企画実行委員の中から若干名を推薦することができる。
- (2) 公民館を引き続き6か月以上継続して使用している各種団体に対して、それぞれの団体から1人の推薦を依頼することができる。
- (3) 前号以外の団体及び個人に対しては、市報で公募する。

2 前項第2号及び第3号に規定する団体は、政治、宗教及び営利を目的としない団体とする。

(名簿登載)

第5条 前条第1項各号に基づき推薦又は公募のあった実行委員候補者については、調整会（公民館長及び公民館長の指定する者）において、第2条に規定する定数を超えるときは抽選等を行い、実行委員候補者名簿に登載する。なお、男女それぞれに偏りが無いよう努めるものとする。

(委嘱)

第6条 前2条に基づき選出された実行委員候補者について、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第7条 実行委員の任期は、1期2年を基本とし、再任は原則として2回限りとする。

付 則

この要綱は、平成4年5月13日から施行する。

付 則（平成8年6月1日）

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

付 則（平成14年4月8日）

この要綱は、平成14年4月8日から施行する。

付 則（平成16年6月28日）

この要綱は、平成16年6月28日から施行し、この要綱による改正後の小金井市公民館企画実行委員選出要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

付 則（平成24年7月5日）

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

付 則（平成26年3月31日教委要綱第4号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小金井市公民館企画実行委員選出要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う実行委員の選出から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条の改正規定は、同年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第2条の表の規定は、施行日以後に行う実行委員の選出から適用する。

3 この要綱による改正後の第2条の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第2条の規定により委嘱されている本町分館所属実行委員は、その任期が終了するまでの間は、本館所属実行委員とみなす。

平成30年第2回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

| NO | 質問議員 | 会派 | 表題及び質問の具体的内容等 |
|----|------------------|-----------------------|---|
| 1 | 吹春 やすたか 議員 | 自由民主 党・信頼 の小金井 | 小金井市の児童生徒の見守りについて問う。 (1) 現状の活動を充実させ、さらなる情報機器の活用を促進しないか。 |
| 2 | 鈴木 成夫 議員 | みらいの こがねい | 「いじめのないまち小金井」宣言のその後 (1) いじめをしない、させない小金井は実現しているか (2) 家庭、学校、地域や関係機関の連携は成功しているか (3) 小金井市いじめ防止基本方針（案）だけで十分なのか |
| 3 | 沖浦 あつし 議員 | 小金井の 明日をつ くる会 | 学校教育・学区域・地域が見守る学校について (新しい教育委員長が就任されたことにより市教委の方向性を確認していきたい。) (1) ICT環境・プログラミング教育について現状・目標・今後の展望 (2) ICTは教職員の「働き方改革」を実現できるのか。見通しは。 (3) 学区域の見直し・中学指定校変更要件緩和についてその後の進展 |
| 4 | 遠藤 百合子 議員 | 自由民主 党・信頼 の小金井 | 1 子どもたち、みんなで見守り地域の中で。 (1) 子どもを見守る家・カンガルーのポケットの現状と今後 (2) 下校時の見守り、カードタッチ下校確認制度の現状と拡大 2 都の受動喫煙防止条例の骨子が発表され施行が間近になっており、国の健康増進法の改正も予定されている (2) 学校行事・教育機関周辺での禁煙を 3 中学校での防災訓練の実施・消防団活動を生徒に周知教育を |
| 5 | 白井 亨 議員 | こがねい をおもしろ くする会 | なぜ、公共施設マネジメントが進まないのか 【できることの提案2】 小中学校のプール授業を民間施設での実施へ |
| 6 | 渡辺 ふき子 議員 | 小金井市 議会公明 党 | 全ての人が差別されることなく安心して暮らせる小金井市に 障害のある人、LGBT(性的少数者)、外国人等に対する偏見への 対応について (3) 学校や地域において、正しい知識を得るための学習会や研修会を 開催すべき |
| 7 | 湯沢 綾子 議員 | 自由民主 党・信頼 の小金井 | 2 学校での日焼け止め使用について (1) 日焼け止めの持ち込みを校則で禁止している、または校則がなくても化粧品とみなして禁止する指導を行っている学校はないか (2) 紫外線が健康に害を及ぼすこと、その予防に日焼け止めが有効であることは医学的にも明らかとなっている。にも関わらず、日本の学校では子どもたちの使用に対し抑制的なケースがあることが指摘されている。市の教育委員会の見解を伺いたい。 |
| 8 | 片山 かおる 議員 | 緑・市民 自治こが ねい | 新教育長の見解を問う 学校教育、子ども権利、社会教育、教育と福祉の連携の重要性など、現在の小金井市における教育分野全般への新教育長の考え方を問う (1) 新学習指導要領と道徳の教科化について (2) 不登校の子ども居場所と「みんなの学校」について (3) 子ども権利について |
| 9 | 斉藤 康夫 議員 | こがねい 市民会議 | 2 教育費 平成30年度予算の総額は多摩26市中最下位(数年連続)、これで本当に良いのか 新教育長に問う。 |

生涯学習部

| NO | 質問議員 | 会派 | 表題及び質問の具体的内容等 |
|----|------------------|----------------------|--|
| 1 | 吹春 やすたか 議員 | 自由民主 党・信頼 の小金井 | 小金井市の児童生徒の見守りについて問う。 (1) 現状の活動を充実させ、さらなる情報機器の活用を促進しないか ・スクールメールシステムの図書館への導入 |
| 2 | 小林 正樹 議員 | 小金井市 議会公明 党 | 玉川上水沿いの緑道整備活用の進捗について (1) 平右衛門橋と歩道までの緑道の拡幅を (2) 南側緑道と上水桜通りのスロープの検討状況について (3) 誰もが、歩きやすい緑道の検討状況について |
| 3 | 遠藤 百合子 議員 | 自由民主 党・信頼 の小金井 | 2 都の受動喫煙防止条例の骨子が発表され施行が間近になっており、国の健康増進法の改正も予定されている (2) 学校行事・教育機関周辺での禁煙を ・生涯学習部関係施設 |
| 4 | 坂井 えつ子 議員 | 緑・市民 自治こが ねい | 小金井の文化財、しっかり守っていこう。 (1) 文化財保護の考え方を問う (2) 個別案件について ①陸軍技術研究所 境界石杭 ②空林荘 ③旧裕恩館(文化財センター) ④玉川上水 |
| 5 | 水上 洋志 議員 | 日本共産 党小金井 市議団 | 2 放課後子どもプランに基づく取り組みについて (1) 現在の進捗状況及び今後の充実について 3 文化財センターの今後について (2) 施設整備及び文書の適正な管理 |
| 6 | 田頭 祐子 議員 | 生活者 ネット ワーク | 新庁舎・新福祉会館を早期に建設し、地域の拠点づくりしよう (4) 新福祉会館には障がい者理解促進のためにも学びや交流の場作りを企画・実施する公民館機能が必要。なぜ、新福祉会館には公民館本館を設置しないのか。 |
| 7 | 片山 かおる 議員 | 緑・市民 自治こが ねい | 新教育長の見解を問う 学校教育、子どもの権利、社会教育、教育と福祉の連携の重要性など、現在の小金井市における教育分野全般への新教育長の考え方を問う (4) 社会教育と福祉の連携、公民館の必要性について |

小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 教育相談所の機能及び設置場所の検討を行うため、小金井市教育相談所（以下「教育相談所」という。）に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育相談所の機能及び設置場所に関すること。
- (2) その他教育相談所に関して、教育長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 庶務課長
- (2) 学務課長
- (3) 指導室長
- (4) 公共施設マネジメント推進担当課長
- (5) 学校長 1 人

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、指導室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、庶務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認められるときは、第 3 条各号に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めると

きは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

（庶務）

第7条 委員会及び部会の庶務は、学校教育部指導室が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

もくせい教室に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 もくせい教室の機能及び設置場所の検討を行うため、もくせい教室に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) もくせい教室の機能及び設置場所に関すること。
- (2) その他もくせい教室に関して、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 庶務課長
- (2) 学務課長
- (3) 指導室長
- (4) 公共施設マネジメント推進担当課長
- (5) 学校長 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、指導室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、庶務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認められるときは、第3条各号に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、学校教育部指導室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

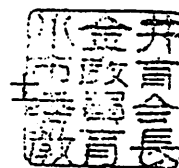
この要綱は、平成30年5月1日から施行する。



小教学庶発第43号
平成30年7月2日

小金井市立小・中学校長 様

小金井市教育長
大熊 雅



学校敷地内の全面禁煙について（依頼）

このことについて、平成30年2月20日付け「学校における受動喫煙防止対策の一層の推進について（通知）」（29教地義第1481号）では、区市町村教育長に対し、「学校においては敷地内禁煙を原則とする、より一層の受動喫煙防止対策を推進」することが求められています。

また、平成30年4月1日には、「東京都 子どもを受動喫煙から守る条例」が施行され、同条例第10条には、喫煙しようとする者に対し学校等周辺での受動喫煙防止に関する努力義務が規定されるなど、全都的な取り組みが進められています。

これらの状況を鑑み、市立各小中学校においては、子ども達の受動喫煙を防止する観点から、平成30年9月1日以降、学校敷地内全面禁煙を実施の上、あわせて所属職員及び来校者等に周知徹底されるよう依頼します。

教育委員会の今後の日程

平成30年7月10日

| 会 議 名 | 日 時 | 場 所 | 出 席 者 |
|-----------------------|---------------------|------------------|-------|
| 平成30年度 東京都市教育長会研修会 | 7月20日(金) 午後2時30分 | 東京自治会館 講堂 | 福元委員 |
| 平成30年 第8回教育委員会定例会 | 7月31日(火) 午後1時30分 | 萌え木ホール A・B会議室 | 全委員 |
| 平成30年 第9回教育委員会定例会 | 8月23日(木) 午後1時30分 | 801会議室 | 全委員 |